

第 342 回月例会・報告概要

開催日：2016 年 5 月 21 日（土曜日） 10：00～

報告者：大島 一悟（大阪経済法科大学）

テーマ：異議をとどめない指名債権譲渡の承諾と抗弁事由の存在に関する譲渡人の過失

報告者コメント：民法 468 条 1 項前段は、債務者が異議をとどめないで指名債権譲渡の承諾をしたときは、譲渡人に対抗できた抗弁事由があっても、譲受人に対抗できないとしています。この点、抗弁事由について譲受人が悪意であれば、債務者が譲受人に対抗できるとした判例があります（最判昭和 42.10.27 民集 21.2161）。本報告では、譲受人が善意であるが、抗弁事由の存在を知らなかったものの、そのことについて過失があるときはどうか、という点について、最二小判平成 27.6.1 民集 69.4.672 を参照しながら検討したいと思います。

-----  
報告概要：

1. はじめに

- ・譲受人悪意 → 債務者対抗可（最判昭和 42・10・27 民集 21・2161）
- ・譲受人善意有過失 → 今回のテーマ

2. 最高裁平成 27 年 6 月 1 日判決の概要

(1) 控訴審までの経過

- ・第 1 審（名古屋地判平成 26・1・17）  
貸金債権譲渡の承諾が錯誤無効 → 原告の過払金返還請求を容認
- ・控訴審（名古屋高判平成 26・6・13）  
譲受人に悪意重過失なし → 第 1 審原告敗訴

(2) 最高裁の判断

- ・民法 468 条 1 項前段の趣旨は、譲受人の利益を保護し、一般債権取引の安全を保障すること（前掲・最判昭和 42・10・27 を引用）
- ・譲受人に善意無過失があれば、譲受人の利益を保護する必要性は低く、同項の効果を認めると債務者と譲受人の間の均衡を欠く
- ・破棄差戻し

3. 民法 468 条 1 項前段の規定について

- (1) 「異議をとどめない承諾」の内容
- (2) 468 条 1 項前段の趣旨

4. 抗弁事由に関する譲渡人の主観的要素

- (1) 抗弁事由に関して譲渡人が悪意の場合
- (2) 抗弁事由に関して譲受人が善意の場合

ア 従来の裁判例

- ・善意無過失 → 東京高判平成 25・7・23 消費者ニュース 102・287
- ・善意無重過失 → 前掲名古屋地判、大阪高判平成 26・8・21 公刊物未搭載など

イ 学説

- ・主観的要件により善意、善意無重過失、善意無過失を要求する説に区分

ウ 本判決の意義

- ・善意無過失を要求した最初の最判

5. 民法改正での債権譲渡における債務者の抗弁の規律

- ・ 現行民 468 条 1 項を削除する法案が国会提出
  - 債務者保護の観点から
  - 意思表示による債務者の抗弁の放棄は認められる（潮見『民法（債権関係）改正法案の概要』（きんざい、2015））

6. おわりに

- ・ 裁判例は過払い事件が中心 → 商取引としての債権譲渡はどう考えるか？

以 上